４週平均１週及び52週の運転時間の延長に関する協定書

○○バス株式会社代表取締役○○○○と○○バス労働組合執行委員長○○○○（○○バス株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第５条第１項第５号ただし書きの規定に基づき、運転時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１ 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。

２ ４週平均１週及び52週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、４週の起算日は４月１日と
する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1 4週(4/1～4/28) | 第２ ４週(4/29～5/26) | 第３ ４週(5/27～6/23) | 第４ ４週(6/24～7/21) | 第５ ４週(7/22～8/18) | 第６ ４週(8/19～9/15) | 第７ ４週(9/16～10/13) |
| 39時間（４週合計156時間） | 40時間（４週合計160 時間） | 38時間（４週合計152時間） | 38時間（４週合計152時間） | 42時間（４週合計168時間） | 44時間（４週合計176時間） | 42時間（４週合計168時間） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第８ ４週(10/14～11/10) | 第９ ４週(11/11～12/8) | 第 10 ４週(12/9～1/5) | 第 11 ４週(1/6～2/2) | 第 12 ４週(2/3～3/2) | 第 13 ４週(3/3～3/30) | 年間計 |
| 44時間（４週合計176時間） | 37時間（４週合計148時間） | 40時間（４週合計160時間） | 38時間（４週合計152時間） | 38時間（４週合計152時間） | 40時間（４週合計160時間） | 2,080時間 |

※3/31の運転時間：5.71時間（１日÷28日×160時間）

３ 本協定の有効期間は、○年４月１日から○年３月31日までとする。

４ 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

○年○月○日

以上

○○バス労働組合執行委員長 ○○○○ 印

（○○バス株式会社労働者代表 ○○○○ 印）

○○バス株式会社代表取締役 ○○○○ 印